

公示番号：160662

国名：アルジェリア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：漁業政策アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：アドバイザー業務
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年10月下旬から2016年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 1.50M/M、合計 2.00M/M
- (3) 業務日数：国内準備 5日、現地業務 45日、国内整理 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月11日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 44点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 12点
- (計100点)

類似業務	沿岸漁業管理
対象国／類似地域	アルジェリア／中東
語学の種類	仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

アルジェリア政府は産業構造の多様化を優先課題としており、2015-2020年国家開発計画アクションプランでは、水産業を産業構造多様化の優先分野の一つに掲げ、また、水産セクター計画では、生物資源の回復、脆弱な生態系の保護及び零細漁民支援を政策の3本柱としている。

同国の漁獲量は2000年前半の14万トンから2010年以降は10万トン前後で停滞し、水産資源管理の必要が認識されている。現行の規則には、漁場の区分け、漁具制限、禁漁区、海洋保護区があるが、漁民・漁船の参入制限は行われていない。また、同国の零細漁業は、漁船総数約4700隻の6割以上を占める船外機付きの小型船（船長5～8m）が、刺網及び延縄漁を行っている。

同国の零細漁業開発では、乱獲を防ぎ、秩序ある漁業開発を進めていくために、各沿岸県が独自に漁業管理計画を策定すること、また、そのプロセスにおいては漁業関係者の積極的な関与を求め、参加型のいわゆる「共同管理、Co-gestion」を促進する方針である。そして、同漁業管理計画の策定に際しては、沿岸環境や漁村の社会・経済状況、漁業活動の特性などを十分に調査したうえで、実効性のある計画とすることが求められており、その実施過程においては、計画の実施母体となる漁民組織の強化や、漁業管理の持続性を担保するための生計活動の多様化（養殖振興を含む）、人工漁礁を活用した漁場造成、モニタリング（統計データの収集）体制の整備などが必要とされている。

他方、これまでの漁業管理は中央政府主導で実施されており、漁業者の意思決定プロセスへの参加や管理方策の実施に際しての協働体制の構築が不可欠となる共同管理の推進には必ずしも十分な知見・経験の蓄積を有していない。特に、共同管理の推進に中核的な役割を果たすことが求められる現場における実務者レベルの人材育成は急務となっている。

このような中、日本は漁業協同組合を主体とした沿岸漁業振興の歴史があり、漁民と行政の共同による漁業管理や経済活動で豊富な知見を有していることから、JICAに対し、アルジェリア国零細漁業の漁業管理及び生計向上の政策の立案及び実施に必要な能力向上を目的とした個別専門家の派遣が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、アルジェリアにおける漁業管理の課題とその解決のための活動計画（アクションプラン）の検討を行う。また、農業・農村開発・漁業省担当職員と協働で業務にあたることで、同職員の沿岸漁業管理／零細漁業振興分野の政策立案及び実施に関する能力向上が期待される。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間 (2016年10月下旬)
- ① JICA 農村開発部と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ② ワークプラン (和文・仏文) を作成し JICA 農村開発部による確認の後、監督職員に提出する。
- (2) 現地業務期間 (2016年10月下旬～2016年12月上旬)
- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出・説明し、業務計画の承認を得る。
 - ② 漁業管理の現状調査
漁業管理の現状 (中央・地方レベル関係機関の対応能力、漁民組織化の現状、資源管理上の課題確認など) を評価し、報告書に取りまとめる。
 - ③ 零細漁民支援のための政策課題の把握及びカウンターパート機関への共有
漁港、流通施設の整備や漁民及び漁民組織への行政支援 (教育訓練、補助金、免税) について調査し、その問題点と課題を報告書にとりまとめる。
 - ④ 上記課題解決及び上位政策への反映を目的とした沿岸漁業管理／零細漁業振興のアクションプランを検討する。
 - ⑤ 漁業省関係者及び漁民代表者とのアクションプランの共有及び上記活動のフィードバックを目的とした現地セミナーを開催する。(セミナーのアレンジは先方が行う。)
 - ⑥ 今後の協力案 (JICA 内部資料) の作成
専門家派遣や国別研修及びフォローアップといった JICA の協カスキームを活用した協力のオプションを複数作成する。
 - ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書 (仏文) を作成し、C/P に提出し、報告する。
- (3) 帰国後整理期間 (2017年12月中旬)
- ① 現地業務結果報告書 (和文) を監督職員に報告の上、提出する。
 - ② 専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、監督職員に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン (和文・仏文)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。
業務の具体的内容 (案) などを記載。
仏文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA チュニジア事務所、C/P 機関へ各 1 部)
和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA チュニジア事務所へ各 1 部)
- (2) 現地業務結果報告書 (和文・仏文)
派遣終了時。
仏文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA チュニジア事務所、C/P 機関へ各 1 部)
和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA チュニジア事務所へ各 1 部)

(3) 専門家業務完了報告書（和文）

帰国後整理期間中。和文のみ作成。提出部数は3部。

専門家業務完了報告書には以下を盛り込み、JICA への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ 漁業管理の現状と課題
- ・ 漁港、流通施設の整備や漁民及び漁民組織への行政支援の現状と課題
- ・ アクションプラン
- ・ 現地セミナーの概要
- ・ 今後の協力案

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アルジェ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

(2) 車両関連費

本件業務は、JICA の在外拠点が存在しないアルジェリア国での業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

- ・ 車両関連費（借上費、運転手の傭上費（日当・宿泊料含む）、燃料代）：
車両借上費（車両保険・燃料代含む）283,000 円/1.5 ヶ月＋運転手傭上費 10,000 円/日×39 日＝673,000 円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は、2016 年 10 月 25 日～2016 年 12 月 8 日を予定しています（ある程度の日程調整を行うことが可能）。

② 便宜供与内容

JICA チュニジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

便宜供与あり

イ) 宿舍手配

便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地派遣開始時における C/P 機関との協議について、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

農業・農村開発・漁業省の執務スペースを提供。

(2) 参考資料

なし

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チュニジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上